

「調停制度」100年

<気になる>

日常生活のトラブルを話し合いで解決するために設けられた裁判所の「調停制度」が始まって今年で100年を迎えました。大正時代に借地借家を巡る紛争の解決手段として始まった制度は社会のニーズに合わせ、離婚や交通事故、金銭の貸し借りなどの紛争解決に広がっていきました。この1世紀で制度がどのように定着していき、現在はどんな課題があるのか探ります。



※日本調停協会連合会などへの取材に基づく

◆どんなメリットがあるの？

訴訟より低額、手続き非公開

なるほど 調停ってどんな制度なの？

記者 調停は当事者同士の話し合いによってトラブルの解決を目指す制度です。紛争にはさまざまな種類がありますが、各分野の専門家など民間から選ばれた調停委員2人以上と裁判官1人からなる調停委員会が、双方の当事者から意見を聞いた上で助言したり解決案を示したりして、問題解決を手伝います。訴訟（通常の裁判）の場合は裁判官が法律に基づいて審理し判決を出しますが、調停は双方が話し合っ歩み寄ることで解決を図ることを目的にしています。

Q どんなトラブルが扱われるのかな？

A 調停には「家事調停」と「民事調停」の2種類があります。家事調停は、離婚▽別居する子どもとの面会▽遺産分割——など家庭内のトラブルを扱います。民事調停は、交通事故▽労働問題▽金銭トラブル——など幅広い問題に対処します。民事調停の中には、借金を返済できなくなった人の生活を立て直すため、お金を貸した業者などとの間で調整を図る「特定調停」も含まれます。主に家事調停は家庭裁判所、民事調停は簡易・地方裁判所が扱います。

Q 調停制度はどんな歴史をたどってきたの？

A 土地や建物の賃貸借を巡る紛争が社会問題になっていた1922（大正11）年、「借地借家調停法」が制定されました。翌23年に関東大震災が起こると、被災して住居を失った人と家主や地主との間で紛争が急増し、同法に基づく調停制度の活用が進みました。こちらは今の民事調停につながりますが、39年には家庭関係の紛争を扱うための「人事調停法」が施行され、家事調停もスタートしました。

戦後に自家用車が普及し、交通事故を巡る調停が増えました。90年代にバブルが崩壊すると、多重債務に関する調停が急増しました。調停制度は社会のニーズに応じ、柔軟に活用されてきたと言えます。

Q 調停にはどんなメリットがあるの？

A 訴訟と比べ手続きが簡単で、詳しい法律の知識がなくても申し立てが可能です。裁判所に納める手数料も訴訟より低額です。例えば、家事調停なら手数料は一律1200円です。

また、調停の当事者双方が合意すると、裁判所は「調停調書」を作成します。この調書は訴訟での判決と同じ効果を持ちます。もし合意内容が守られなかった場合は、相手の財産を差し押さえるなど強制執行も可能です。調停は裁判所内の公開法廷ではなく調停室で非公開で行うため、プライバシーも守られます。

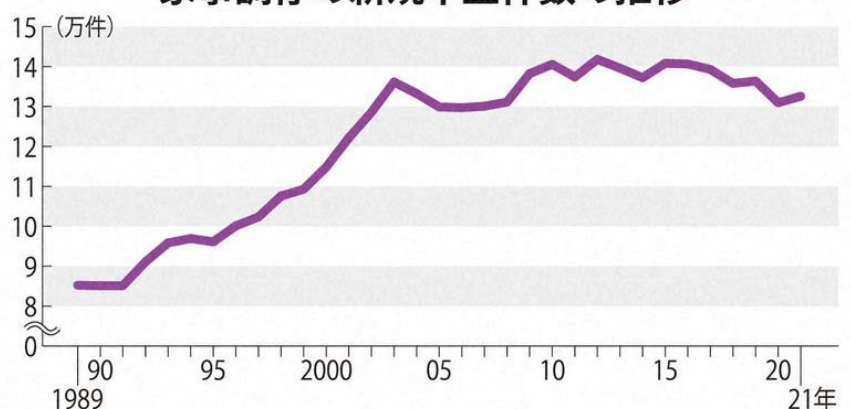
◆どれくらい利用されているの？

年16万件離婚、特許など幅広く

Q 調停はどれくらい利用されているの？

A 最高裁判所の統計によると、2021年に新たに申し立てられたのは家事調停が約13万3000件、民事調停が約3万2000件でした。家事調停の内訳は「婚姻中の夫婦の紛争」が30・1%で最も多く、「子どもの監護」（28・1%）、「婚姻費用分担」（16・8%）、「遺産分割」（10・2%）と続きます。民事調停は「宅地建物」や「交通事故」に関する申し立てが目立ちます。

家事調停の新規申立件数の推移



調停のメリット

- 申し立て手続きが簡単
- 手数料が低額
- 法律の詳しい知識が不要
- 合意した場合の「調書」は判決と同じ効果
- 非公開なのでプライバシーが守られる

Q 利用者は増えた？

A 89年の申立件数が約8万5000件だった家事調停は、12年には約14万2000件となり、以後は高止まりが続いています。民事調停は89年以降では03年の約61万5000件をピークに、減少傾向が続いています。日本調停協会連合会は、07年の裁判外紛争解決促進法施行などで、公正な民間の第三者機関などが行う裁判外紛争解決手続き（ADR）が普及したことなどが原因とみています。

Q 調停がうまくいかなかったら、どうなるの？

A 話し合いで合意に至らないと「調停不成立」となります。その場合は裁判官のみで判断して結論を出す「審判」という非公開手続きに移行したり、申立人が裁判所に訴訟を起こすことで通常の裁判に移ったりします。

Q 調停制度に新しい動きはあるの？

A 家事調停では21年12月以降、家裁で順次ウェブ会議が導入されています。多忙な人や、ドメスティックバイオレンス（DV）問題で調停の相手方に直接会うことが困難な人に便利です。また、特許や著作権など知的財産を巡るトラブルの解決を専門に扱う「知財調停」が19年にスタートしています。特定調停は自然災害で債務を抱えた被災者や新型コロナウイルスで影響を受けた事業者も利用できるようになっています。